

要保存 地震災害時等の生徒の引き取りについて（家庭用）

改訂版「地震・津波等災害時の対応」でお知らせしましたように、「南海トラフ地震臨時情報の発表および震度5弱以上の地震が発生した時は、原則学校において保護者へ引き渡すこととしました。

そこで、次のとおり「生徒の引き取り」を行いますのでご協力ください。また、【生徒引き取りカード】の学校への提出を**令和3年4月8日（木）**までにお願いいたします。

I. どんな時に引き取りをするのか	<p>【原則：登校後、生徒が学校にいるときに】</p> <p>①小田原市で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ③「その他」校長が生徒の安全を考え、引き取りが必要だと判断したとき。</p>
II. 誰が引き取りに来るのか	<p>①保護者…父母、その他の保護者、同居の家族（成人していること）も保護者とします。 ②代理人…可能な限りで構いません。代理人をお願いする場合は、次の「Ⅲ. 代理人は誰になれるのか」を必ずお読みください。</p>
III. 代理人は誰になれるのかおよび役割	<p>☆事前に、保護者の方が生徒の引き取りについて依頼し、同意していただいた方です。</p> <p>①「I. どんな時に引き取りをするのか」にあてはまる場合、保護者や同居の家族に代わりに引き取っていただきます。 ②依頼者・同意者ともに、災害時の状況を考慮して、「依頼」または「同意」してください。 ③生徒には、誰が代理人か事前に必ず知らせてください。</p>
IV. 引き取りの流れ	<p>1)「南海トラフ地震臨時情報」発表時、および震度5弱以上の地震が発生。 2)安全を確認し、保護者または代理人が中学校へ引き取りに来ます。 3)教室、体育館、運動場などで、次のことを伝え担任または副担任から引き取ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・「〇年〇組 〇〇 △△を◇◇の関係の□□が引き取りに来た」と申し出てください。 *「生徒引き取りカード」または「免許証などの身分証」を提示してください。 ・「引き取り後は、〇〇に向かいます。」 <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>【引き渡しの原則】</p><ul style="list-style-type: none">○原則は、保護者に引き渡します。（引き取りカードか身分証を確認します）○ただし、引き渡しカードに記入されている「代理人」が、先に来校したときは、「代理人」に引き渡します。（引き取りカードか身分証を確認します）○保護者の方が、自分で引き取りたいときは、学校に連絡をしてください。「後程、保護者が引き取りに行くので代理人に渡さず待たせてほしい。」○連絡がないときは、引き渡しカードに書かれている方で最初に来られた方に引き渡します。</div>
V. 引き取りカードの記入	<p>①「保護者保管用」「学校提出用」とも同じ内容を記入してください。 ②「ア保護者」は、必ず記入してください。（3人すべて記入しなくてもよい） 「イ代理人」は、必要に応じて記入してください。（1人でもよい） ③「生徒引き取りカード」を切り取らずに提出してください。（後日、保護者保管用が返却されます）</p>
VI. その他	<p>*「代理人」を依頼するときは、「東海地震注意情報・警戒宣言」発令時および震度5弱以上の地震が発生した時などに引き取りに行っていただくことをしっかり説明し、同意を得てからカードに記入してください。また、カードをコピーして、携帯していただくよう依頼してください。引き取り時の身元確認が容易になります。</p> <p>*引き渡しは、予想以上に時間がかかることもあります。ご協力ください。</p> <p>*日頃から家庭でコミュニケーションをとり、防災意識を高め、避難先などの確認をしてください。</p>

